

消地協第 89 号  
令和元年 11 月 15 日

(別記により記載) 殿

消費者庁長官  
(公印省略)

令和元年台風第 19 号等に対応した「地方消費者行政強化事業及び  
推進事業実施要領」等の弾力的運用について

「地方消費者行政強化交付金」(以下「交付金」という。)の管理・支出等に係る事業等については、「地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領」(平成 31 年 3 月 28 日最終改正。以下「実施要領」という。)に基づき、また「地方消費者行政活性化基金」(以下「基金」という。)の管理・支出等に係る事業等については、「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」(平成 31 年 3 月 28 日最終改正。以下「運営要領」という。)に基づいて実施していただいているところです。

この度の令和元年台風第 19 号等による被害の状況等を踏まえ、貴都県及び貴管内市町村については、実施要領及び運営要領について、別紙のとおり取り扱うことといたしましたので通知いたします。

貴都県におかれましては、この通知の内容を貴管内市町村と共有していただくとともに、必要に応じて貴都県の関係規程を整備の上、令和元年台風第 19 号等からの復旧・復興のために交付金及び基金を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関するお問合せは、消費者庁地方協力課までお願いいたします。

令和元年台風第 19 号等に対応した実施要領及び運営要領の弾力的運用について

1. 台風第 19 号等前の機能を回復するために実施する事業への活用（実施要領別添 1 及び運営要領別添 1 関連）

実施要領別添 1 において、「推進事業については、消費者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り、消費者行政推進のための地方消費者行政活性化基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。」と規定しているところであるが（運営要領別添 1 における活性化事業についても同様）、令和元年台風第 15 号及び台風第 19 号を始めとした一連の豪雨・暴風により消費者行政に係る機能に支障があった場合においては、当該機能を回復するために令和元年度末までに実施する新規の事業についても、活用できるものとする。

2. 実施要領別添 1 の II. 及び運営要領別添 1 の 1. から 6. までの規定の読替えについて

1. から 6. 中「平成 29 年度末まで」を「令和元年度末まで」に読み替えて適用する。

1. (2) ①中「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする市町村等」とあるのは「消費生活センターを追加的に設置し、相談事業を実施しようとする地方公共団体」と、「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする市町村等」とあるのは「消費生活センターの一層の機能強化を図ろうとする地方公共団体」と読み替えて適用する。

1. (2) ②中「消費生活センターを設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び消費生活センターを設置する市町村等」と読み替えて適用する。

1. (2) ③中「苦情処理委員会を設置する市町村等」とあるのは、「都道府県及び苦情処理委員会を設置する市町村等」と読み替えて適用する。

2. (2) ①「管内の市町村等を支援するために」とあるのは、「管内において」と読み替えて適用する。

3. (2) ①及び③中「管内の市町村等の取組を支援するために、管内の」とあるのは、「管内の」と読み替えて適用する。

4. (1) 中「平成 24 年度末まで」とあるのは、「令和元年度末まで」と読み替えて適用する。

(別記)

- ・岩手県知事
- ・宮城県知事
- ・福島県知事
- ・茨城県知事
- ・栃木県知事
- ・群馬県知事
- ・埼玉県知事
- ・千葉県知事
- ・東京都知事
- ・神奈川県知事
- ・新潟県知事
- ・山梨県知事
- ・長野県知事
- ・静岡県知事